

納期や手続きを
忘れずに

軽自動車税（種別割）に関するお知らせ

軽自動車税（種別割）は、毎年4月1日時点で原動機付自転車・小型特殊自動車・軽自動車・二輪車などを所有している人に1年分課税されます。今年度の納税通知書は5月中旬に発送します。燃費や環境性能に応じた「グリーン化特例」や、新車登録から13年以上が経過した軽自動車に対する重課に伴い、車ごとに税額は異なりますのでご注意ください。

【減免について】

▼**減免対象** 軽自動車などをもつばら①身体障害者手帳、②愛護（療育）手帳、③精神障害者保健福祉手帳、④戦傷病者手帳の交付を受けている人の仕事、通院、通学などに使用する場合で、その障がいの程度などが一定の条件を満たすとき、または、車両の構造がもつばら身体障がい者などが利用するための軽自動車（特別構造車）である場合は、申請により軽自動車税（種別割）の減免を受けることができます。

※障がいの程度は、右表の確認を。また、④の交付を受けている人は問い合わせを。

▼**減免を受けることができる台数** 軽自動車・普通自動車（県税）合わせて1台に限る（特別構造車を除く）

▼**減免の申請手続きに必要な書類など** 交付を受けている手帳／運転者の運転免許証／納税義務者の印鑑（代理申請の場合）／納税通知書／生計同一証明書（手帳の交付を受けている人が本人名義の車を運転する場合は不要）／納税義務者のマイナンバーカードまたは通知カード（氏名、住所等に変更がない場合に限る。変更がある場合はマイナンバーが記載された住民票の写し等）

※生計同一証明書は、①②の交付を受けている人は障がい福祉課（市役所1階）か岩木総合支所民生課（賀田1丁目）または相馬総合支所民生課（五所字野沢）で、③の人は住民票を持参の上、弘前保健所（下白銀町）で、④の人は県健康医療福祉政策課（青森市長島1丁目）で交付を受けてください。

▼特別構造車の減免の申請手続きに必要な書類など

納税義務者の印鑑（代理申請の場合）／納税通知書／自動車検査証／仕様書／納税義務者のマイナンバーカードまたは通知カード（氏名、住所等に変更がない場合に限る。変更がある場合はマイナンバーが記載された住民票の写し等）と運転免許証など（申請者が個人の場合）

▼**申請期限・申請先** 納期限（今年度は5月31

日（金）までに、市民税課諸税係（市役所2階）か、岩木・相馬総合支所民生課へ。

※前年度に減免となった人で、前年度と同じ内容で申請する人は、郵送での申請ができます。対象者には5月中旬に通知を発送しますので、届き次第ご確認ください。自動車税（種別割・環境性能割）についても減免の制度があります。詳しくは問い合わせを。

■**問い合わせ先** 軽自動車税について…市民税課諸税係（☎35-1117）／自動車税について…中南地域県民局県税部納税管理課（蔵主町、弘前合同庁舎内、☎32-4341）

【減免対象】

4月1日現在 または に該当するもの

障がい区分	障がいの程度					
	1級	2級 1・2 3以下	3級	4級	5級	6級
視覚障害						
聴覚障害						
平衡機能障害						
音声機能障害			ア			
上肢不自由						
下肢不自由						
体幹不自由						
上肢機能障害		イ				
移動機能障害			ウ			
内部（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこうまたは直腸、小腸）機能障害						
免疫機能障害						
肝臓機能障害						
愛護手帳	障がいの程度がAの人					
精神障害	エ					

複数の障がいを有する場合は併合の級によらず、個々の等級で判断。 は本人名義の車を本人が運転する場合は対象。

※乳幼児期以前の非進行性脳病変によるものに限る。

ア…こう頭摘出による障がいに限り対象

イ…一上肢のみの障がいは対象外

ウ…一下肢のみの障がいがある場合は、手帳の交付を受けている本人名義の車を本人が運転する場合に限り対象

エ…自立支援医療（精神通院医療）を受けている人が対象

期限までに
納付してください

固定資産税・都市計画税の納付を忘れずに

今年度の固定資産税・都市計画税納税通知書などは、5月上旬から順次郵送しますので、内容を確認の上、各納期限までに忘れずに納付してください。



【固定資産税】

毎年1月1日に、市内に所在する土地・家屋・償却資産を所有している人に課税されます。

▼**税額** 課税標準額×税率（1.6%）

▼**免税点** 同一人が市内に所有する土地・家屋・償却資産それぞれの課税標準額が、免税点（土地＝30万円、家屋＝20万円、償却資産＝150万円）に満たない場合は課税されません。

【都市計画税】

都市計画法に基づいて行う都市計画事業や土地区画整理事業に要する費用の一部に充てるために設けられた目的税で、毎年1月1日に市内の市街化区域内に所在する土地・家屋を所有している人に課税されます。

▼**税額** 課税標準額×税率（0.2%）

あなたの声を
教育行政へ反映

弘前市社会教育委員を募集

社会教育行政に広く市民の皆さんの意見を反映させるため、社会教育委員を公募します。

▼**応募資格** 18歳以上の市民（市議会議員、市職員〈退職者を含む〉、市の他の附属機関の委員は除く）で、任期中4～6回、平日の日中（2時間程度）に開催する会議に出席できる人

▼**募集人員** 2人

▼**募集期限** 5月21日（火・必着）

▼**委員の職務** 社会教育の諸計画の立案、青少年の特定事項に関する助言・指導など

▼**任期** 8月1日から2年間

▼**報酬など** 会議1回の出席につき、市の規定に基づく報酬と交通費相当額を支給

▼**応募方法** 応募用紙に①②の事項を記入の上、郵送か持参またはEメールで提出してください。

①住所、氏名（ふりがな）、生年月日、性別、職業、電話番号、Eメールアドレス、主な職歴

▼**免税点** 固定資産税の課税標準額が免税点未満で課税されなかった土地・家屋には、都市計画税も課税されません。

【縦覧制度】

土地・家屋の価格等縦覧帳簿は、資産税課（市役所2階）、岩木総合支所民生課、相馬総合支所民生課の窓口で5月31日（金）まで縦覧できます。

縦覧の際は、納税者本人であることを確認できるもの（運転免許証、保険証、マイナンバーカードなど）の提示をお願いします。

※代理人が縦覧する場合は、納税者本人からの委任状（同意書）と本人確認ができるものが必須。

■**問い合わせ先** 課税内容について＝資産税課（資産税係…☎40-7027、土地係…☎40-7028、家屋係…☎40-7029）／納税相談について＝収納課（収納第一係…☎40-7032、収納第二係…☎40-7033）／口座振替や納税貯蓄組合について＝収納課（納税推進係…☎40-7031）／納付方法や還付について＝収納課（納税管理係…☎40-7030）

②「持続可能な地域づくりを推進する上で、あなたが考える社会教育の役割について」をテーマにした小論文（応募動機を含む800字程度）



※応募用紙の様式は自由ですが、参考様式を市ホームページに掲載しているほか、生涯学習課、市民課総合案内（本庁舎1階）、各市立公民館、弘前図書館、市立博物館、総合学習センターで配布しています。なお、応募用紙は返却しません。

▼**選考方法** 選考委員会で選考し、結果を応募者全員に通知します。なお、選任された人は委員名簿に記載し、市ホームページなどで公表します。

■**問い合わせ・提出先** 生涯学習課（〒036-1393、賀田1丁目1の1、岩木庁舎2階、☎82-1641、Eメール shougai@city.hirosaki.lg.jp）

